

れ、「集合統計に表われてこないもつとも基礎的な變遷の多く」をこれで説明できるといわれ、一九四九年の財産の再分配について述べる際には、リスキン氏の結論を借りて要約する（頁一二六—一二七）。しかしそこでの氏とリスキン氏との解釋上の食い違いについては無視されてしまっている。

以上、本書に收録された九論文について、内容紹介、並びに若干の論評を加えてきた。本書を通讀すれば、執筆者である中國現代經濟研究者諸氏が所謂「史的視角」を追究されていることに讀者は氣づくであろう。中國における近代的經濟發展のいくつかの側面、就中、中國經濟の「獨自な性格」は歴史的「背景」の理解なしには解明されえないという認識が「史的視角」提起の基礎にある。

しかし、ここで提起された「史的視角」は結局は「統計的傾向」乃至「類型」にすぎない。それが中國史になかったこと（＝「失敗」）の説明になつても、中國經濟史の全體的把握にはなりえないことは、既に述べたとおりである。安易な類型による解釋が「視角」というよりも「死角」になつてしまふ危険性を筆者は恐れる、

また、九人の執筆者のうち唯一の歴史家であるエルビン氏の「高度均衡」説が學界に大きな波紋を投げかけている事實は、筆者も含めて前近代中國社會經濟史研究者に大きな問題を提起しているように思われる。現在のアメリカ歴史學界において、經濟學者の要請を満足させるほどの中國經濟史への「史的視角」はみつかつていない。したがって、問題はエルビン氏の「高度均衡」説を批判すれば済むというような生易しいものではない。「史的視角」を見出す仕事は本來、歴史家の仕事であることを自戒して筆を擱きたい。

（マイケル・ロビンズ）

中國古代王朝の形成

——出土資料を中心とする殷周史の研究——

伊藤道治 著

一九七五年三月 東京 創文社 A5判 本文三七〇頁

索引一六頁 折こみ地圖一葉

『あとがき』によれば、本書は、著者の學位論文に「補訂を加えた上、構成を改めたもの」に、さらに付録五編を「加えたもの」である。また、『まえがき』によれば、本書の第一部・第二部の「各章はいずれもかつて發表したものであるが」、「訂正を必要とする點は」、第一部については「各章末に補注として書き加え」、第二部については「本文をかなり補訂した」とのことである。

いわゆる論文集である本書を「批評・紹介」するには、その構成をまず紹介するのが順序であろうが、『目次』を書き寫すだけでは藝がないので多少工夫をする。すなわち、『あとがき』には各章の「もとの題名」と「發表誌」の巻數・號數とがかけられているので、各章の題名ともとの題名とを併記し、第一部・第二部については發表誌の巻數・號數の代りに發表年月を記して、つぎに紹介する。（カッコの中がもとの題名である。）

第一部 殷代史の研究

序論

第一章 祖靈觀念の變遷（卜辭に見える祖靈觀念について、

一九五六年三月）

第二章 宗教の政治的意義（『宗教面から見た殷代の二・三の

問題、一九六二年十二月)

第三章 祖先祭祀と貞人集團 (『殷代における祖先祭祀と貞人集團』、一九六二年三月)

結語

第二部 西周史の研究

序論

第一章 西周王權の消長 (『西周時代における王權の消長』、一九六五年三月)

第二章 邑の構造とその支配 (『甲骨文・金文に見える邑』、一九六四年三月)

第三章 西周「封建制度」考 (『左傳に見える西周封建制度について』、一九六七年十二月)

第四章 姫姓諸侯封建の歴史地理的意義 (『西周地理考』、一九六九年三月)

結語

付録

一 甲骨文字研究の現状 (『同』)

二 新出金文資料のもつ意義 (『同』)

三 参有副考 (未発表)

四 西周文化の起源と宗周 (『出土資料による西周史再構成の試らみ』の第一節)

五 號發文の彼方 (『殷・周の青銅器と神々』) (第三節を新しく書き加えた)

付録の一部分を除いて、ほとんどすべて一度發表された論文である、ということは、ほとんどすべていわゆる學界で一度は紹介され

批判されたはずの論文である、ということである。すなわち、『史學雜誌』という雜誌に毎年一回『一九某某年(前年)の歴史學界——回顧と展望』という特集があり、たとえば第一部の第一章について言えば、『一九五六年度の歴史學界』の『東洋史、中國、先秦』の部に、小倉芳彦氏が

……大よそこの董〔作賓〕氏の新しい時期区分によつて殷代の祖靈觀念の變遷を考えたのが、伊藤道治「卜辭に見える祖靈觀念について」(……)で、はじめ靈鬼とならんで怖るべきものとされていた先王の死靈が、その祭祀の規則化とともに、子孫を保護し佑助を與える祖靈と變つて來たこと、さらにそれが王權家長權の強化確立の過程と平行することを述べている。

と記している。第一部の第二章以下についても、同じように、それぞれの年度のそれぞれの執筆者の文章を引用することも不可能ではなからうが、著作権の問題はしばらく言わないとしても、他人の文章ばかり引用してお茶を濁すことは自主性のない態度と言わざるをえないから、個々の論文に關心のある讀者はそれぞれの年度の『歴史學界』を見られるのがよろう。そのためもある、私はさきに發表年月を記しておいたのである。

第一部と第二部との各章は、第二部の第一章と第二章とが逆になっているのを除けば、もとの發表年月順に配列されており、著者の研究の進行のあとを容易にうかがうことができる。ただし、私は本書を、付録の五から始めて一に至り、ついで、第二部第四章から始めて第一部第一章に終る、という順序で讀んだ。それは、特につむじを曲げたからではなく、こういう讀みかたも一つの讀みかたであろうと思つているからであり、また、未發表の論文や新しく書き

加えた部分を含む論文をさきに読みたいと思ったからである。

こうして、最初に讀んだ『鬢髻文の彼方』は、最初に讀んだというこのためばかりではなからうが、本書の中で一番面白かった。

「面白かった」というのが失禮ならば、一番「印象に残った」。青銅器ならびにその文様に對する著者の觀察が綿密であるということには、その觀察からみちびき出される結論に賛成しない人でも、おそらく同感するであらう。司母戊大方鼎の耳の右側の虎が「むしろやさしい笑いすらうかべている」というのは、著者の觀察が綿密であることの一例である。ただ、私としては、本論文の論旨とはあまり關係のないことかもしれないが、著者がいわゆる鬢髻文をあくまで「鬢髻文」とよんで通していることが氣になった。よび名はしよせんよび名にすぎないからこたわることはないけれども、また、いまの中國人研究者のよびかたにただちにしたがうこともないけれども、いまの中國人研究者が次第に「鬢髻文」とよばなくなってきたことは注意しておく必要がある。私は、私の個人通信『讀書雜誌』（第一期）六〇號（一九六五年七月一四日）に、上海博物館編『上海博物館藏青銅器』（上海人民美術出版社、六四年一月）を紹介して、ほぼ次のように書いた。

（上略）「獸面紋罽」とか「獸面紋罽」とかの名稱からもわかるように、從來のトウテツ紋を獸面紋と言ひ改めている。（『前言』）にも「獸面紋即所謂『鬢髻紋』と記されている」。容庚・張維持著『殷周青銅器通論』（五八年十月）の第七章の、トウテツ紋の起源とその意義とに關する記述の末尾に、「鬢髻之名雖是後人所定、其意義也是後人的附會傳說、不足取信。但這並不妨礙我們仍沿用這個名稱、來作為這種紋飾的標識」と記されているが、「不

妨礙」が「不妨礙」でなくなったのであらう。ついでに言うると、

たとえば『城子崖』（一九三四年）では、圖版XVの圖26・27に見えるような土器の足を、「鬢髻」（「犁鏵式」のうちの）とよんでいるが、たとえば尹達著『中國新石器時代』（五五年十月）所收の同名の論文には、「龍山文化的陶器」に關して、「『鬼臉式』足形的鼎形器」という語があり、圖版二の圖2に見えるような土器をさすのであらう。（圖版二の『説明』には「三足各似獸面形、有鼻有眼」と記されている。）また、たとえば尹煥章・趙青芳『淮陰地區考古調查』（『考古』六三年一期）には、「龍山文化遺址」に關して、「三足陶盤、……底部有三個鬼臉形足」という記述があり、「鬼臉」の語の定着が知られる。トウテツは追放された。

自分の文章の引用が長くなったが、いささか根據を示したのである。

『參有鬲考』は、「參有鬲、鬲土・鬲馬・鬲工」という語句を含む鬲彝の銘文、時期的にはそれよりさかのぼり、「三事」あるいは「三事大夫」という語句を含む令彝・小孟鼎の銘文、その他の檢討を通じて、鬲土・鬲馬・鬲工の三つの官が、「鬲彝においては參有鬲、令彝や小孟鼎では三事或いは三事大夫としてまとめられていたこと」を明らかにし、「西周前期・中期には、三事或いは三事大夫とよばれ、卿事寮にふくまれていたものが、西周後期になると、卿事寮から分離するとともに參有鬲と稱されるようになった」こと、三つの官は「本來が周内部のものであったが、その勢力の東進と擴大につれて外服に關しても掌握することになった」ことを推測している。觀察の對象は、青銅器あるいはその文様ではなく、青銅器銘文あるいはその中の語句であるけれども、この場合にも著者の觀察が綿密であることが知られる。ただ、令彝の年代の問題について深

入りしなかったことはよいとしても、「讀み下し文」の中で、「周公子明保」をそのままにしておいて、「周公の子明保」とも「周公子明保」とも讀んでいないことは物足りなく思った。

第一部・第二部の各章については、さきに記したような理由によつて、その論旨をいちは記さない。第二部の第四章は、中國における考古學の新しい成果をも利用して、西周王朝の封建制度の下で、封建諸侯のうち、特に周と同姓の姬姓諸侯の分布とその意義とを検討した勞作であるが、七つの地域にそううまく分けられるものかという感じは残る。第二部の中で、力作と思つたのは第二章であり、その中でも、散氏盤、大克鼎、禹畝、召卣などの銘文の検討を通じて、「邑」の實態、土地と農民との支配ならびに支配の變動の實態を明らかにしようとした第二節は力作である。これまた本論文の論旨とは關係のないことであるが、矢氏を「大族」と言っていることは、たとえば第四章で號を「大族」とか「大國」とか言っていないことと比較して、ほほえましかった。(私はかつて號を「大國」と言つたことがある)。また、最後の「都市國家」に關する議論は、そう定義するならばそうなるだろうとは思ふが、そう定義することが問題なのではないか。第一部の中で、「面白かった」あるいは「印象に残つた」のは第三章であり、特にその第三節である。ト辭あるいは甲骨文を勉強している人ならば先刻ご承知のことなのかもしれないが、私は幸いにして(?)ト辭あるいは甲骨文をほとんど勉強していないのでいろいろと新知識をえた。「兄弟相繼を行なつた場合、特に中丁以後には、その兄弟の數と、五祀に祭られる母の數とは大體一致していた。このことは、兄弟の王はそれぞれ生母をことにしていたことを示すものである」ということから、著者

は「子供が即位した場合に、生母或いは生母の出身する族の影響が相當強かつたであろう」と推測しているが、殷代の婚姻の制度ないし慣習には、いまのわれわれには想像できないようなものがあつたようにも思われる。

次に、本書の全般にわたることを述べる。副題の中に「出土資料」ということばがあり、『まえがき』の中で、甲骨文・金文を「出土資料」とよぶ理由が記されている。私もそれには必らずしも反對ではないが、「出土資料」と書くか「出土史料」と書くかは一つの問題であらう。私は、一概に「資料」と書けとか、「史料」と書けとか言うのではない。殷・周(特に西周)の歴史の研究に甲骨文・金文の研究が不可欠であることはあらためて言うまでもないが、まず甲骨文・金文を研究することによつて(あるいは、それを通して)殷・周の歴史を明らかにするの、殷・周の歴史を明らかにするために甲骨文・金文を史料として利用するのは、同じだと言へば同じであるけれども、兩者の間には研究態度の上で微妙なちがひがあり、それが「資料」と書くか「史料」と書くかのちがひに連なるとも考えられよう。この問題と直結することではないが、甲骨文の出所(著録)と言うべきか)を示すのに「乙二一五七」とか「前三・一八・五」とか記してあるけれども、本書には凡例や解説はついていない。「乙二一五七」とか「前三・一八・五」とかが何を意味するのか説明ぬきでわかるのは、甲骨文を一應勉強している人に限られ、そうでない人には何のことかわからないであらう。

引用された甲骨文・金文には「讀み下し文」がつけてあり、大變ありがたかつた。著者の「讀み下し文」は、ぶっきらぼうな訓讀ではなく、わかりやすくしようとする配慮もあり、解釋あるいは説明

にわたる個所もある。一種の風格があると言ってもよい。ただ、同じ文章、同じ語句を別の場所では別のよみかたをしたり（たとえば、二五七頁七行目以下と三三〇頁二行目以下とを比較せよ。また、たとえば、「對揚」を「對揚し」とよんだり「こたえて」とよんだりしている）、理由のよくわからぬよみわけがあったり（たとえば、「錫（＝賜）」を「錫えり」とよんだり「錫う」、「錫わる」とよんだりしている）はする。私は、甲骨文・金文もいずれは現代日本語に翻譯されるだろうと思っているが、當分はこの程度でやむをえない。なお、長くなるので理由は述べないが、「子々孫々」は「子々孫々」ではなく、「子孫子孫」とよむべきであらう。

誤記・誤植は比較的少ないが、若干は目にとまった。一九頁に、小臣餘犧尊の「丁巳、王……」を「丁巳の日にトイ、王は……」とよみ、「トイ」を入れてしまったのはかなり大きいミスである。また、三三〇頁と三三二頁とに一個所ずつ詩經の同一篇名に誤植があり、三三二頁に二個所と三三八頁に一個所と『毛詩後箋』の著者名に誤植がある。（誤った字と正しい字とを原稿に書いてもよいが、それがまた誤植になるといけないので省略する。）これらが單なる誤植であればよいと思う。

「中國古代史研究者」という看板を下したわけではないが、中國古代史の「専門家」にはなるまい、特に甲骨文・金文の「専門家」にはなるまい、と思うに至った私は、本書を読んで多少の感慨があった。中國古代史の、また、甲骨文・金文の「専門家」にはなるまいと思うに至ったきっかけ、あるいは、いきさつはとにかくとして、「専門家」のもつ「強さ」と「弱さ」とに關し、「強さ」を犠牲にしても「弱さ」を克服しようとしたのだ、と言えは言える。（強

さ・「弱さ」はほかのことばにおきかえてもよい。）だが、このようなことをこのような場所で言うのは著者の伊藤氏にとっては迷惑かもしれない。萬一ご迷惑でないならば、私はいつか、中國古代史や甲骨文・金文以外のことについて著者と語り合いたいと思う。

（上原淳道）